資料2-12 一酸化炭素測定結果(平成26年度)

						8時間値が 20ppmを超え た回数とそ の割合					環境基準の長期的評価		
市町名	測定局名	用途地域	有効 測日数	測定時間数	年均值			日平均値が 10ppmを超 えた日数と その割合		1時間 値の最 大値	日平均値 の2%除外 値	日平均値が 10ppmを超 えた日が2 日以上連続 したことの 有無	○:達成 ×:未達成
			(日)	(時間)	(ppm)	(回数)	(%)	(回数)	(%)	(ppm)	(ppm)		
桑名市	(自)国道258号桑名	準工	365	8716	0.4	0	0.0	0	0.0	5. 4	0. 7	無	0
鈴鹿市	(自)国道23号鈴鹿	商	257	6142	0.4	0	0.0	0	0.0	2. 6	0.8	無	0
亀山市	(自)国道25号亀山	未	365	8707	0.4	0	0.0	0	0.0	0. 9	0. 5	無	0
松阪市	(自)国道23号松阪曽原	準工	364	8707	0. 3	0	0.0	0	0.0	1.0	0. 5	無	0

注1 環境基準の長期的評価は日平均値の高い方から2%の範囲にあるものを除外して評価します。 但し、日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続した場合はこのような扱いはしません。 注2 環境基準は1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であることです。 注3 (自)国道258号桑名、(自)国道23号鈴鹿、(自)国道25号亀山、(自)国道23号松阪曽原は、自動車排出ガス測定局です。